

3 大規模小売店舗の新設等

令和8年4月1日現在

根拠法令	大規模小売店舗立地法 奈良県大規模小売店舗立地法運用手続要綱	担当課 担当係	経営支援課 商業・サービス業係 0742-27-8133
制度の概要	一定規模を超える小売店舗（大規模小売店舗）の新設を行ったり、既存の小売店舗の床面積を変更すること等により大規模小売店舗とする場合等には、知事に届け出なければならない。		
目的	大規模小売店舗の立地に関し周辺地域の生活環境保持のため施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。		
対象区域	県内全域		
規制内容	1 大規模小売店舗とは 一の建物（一の建物として政令で定めるものを含む。）であって、その建物内の小売店舗面積の合計が1,000㎡を超えるもの。 2 店舗面積が1,000㎡を超える店舗を立地する場合は、関連する他法令の許認可等も含めた手続きがスムーズに進められるよう、事前に産業部経営支援課と協議の上、奈良県大規模小売店舗立地法運用手続要綱により、事前協議を求めるものとする。 3 店舗の床面積の変更など、変更事項がある場合は、大規模小売店舗立地法に基づき、変更届出を行うこと。 4 店舗の床面積の減少などにより、店舗面積が1,000㎡を下回る場合は、大規模小売店舗立地法に基づき、廃止届出を行うこと。		
許可等の基準 （調整事項）	大規模小売店舗設置者が配慮すべき事項 1 交通渋滞の防止 2 駐車場・駐輪場の確保 3 騒音等の発生防止 4 廃棄物の適正な処理 5 街なみへの配慮 等		

手続のフロー図

大規模小売店舗立地法等の規定による大規模小売店舗の新設等の届出



